



労働者50人未満の事業場の健康管理を**無料**でサポート！

地域産業保健センターのご案内

お問い合わせは各地域産業保健センターへお願いします。※外出等により不在時もありますのでご了承ください。
ご利用の際は、まず裏面の利用申込書をご記入いただき、担当地域センターへFAXしてください。
(FAX到着後、担当者よりご連絡いたします。)

健康診断の結果、異常所見のある労働者等に対する保健指導・健康相談

労働安全衛生法に基づく健康診断で、脳・心臓疾患関係の主な検査項目(「血中脂質検査」「血圧の検査」「血糖検査」「尿中の糖の検査」「心電図検査」)に異常の所見のあった労働者に対して、医師または保健師が日常生活面での指導などを行います。

メンタルヘルス不調の労働者に対する健康・指導

メンタルヘルス不調を感じている労働者に対して、医師または保健師による相談・指導をおこないます。(医学的な診断や医療行為を行うものではありません。)

健康診断の結果についての医師からの意見聴取

労働安全衛生法に基づく健康診断で異常の所見のあった労働者(有所見者)に関して、その健康を保持するために必要な措置について、医師の意見を聴くことが必要とされています。

労働安全衛生法第66条の4に基づく事業主に課せられた義務です。

長時間労働者およびストレスチェックに係る高ストレス者に対する面接指導

時間外・休日労働時間が1月当たり80時間を超え、かつ疲労の蓄積が認められる労働者、およびストレスチェックの結果、高ストレスと判定された労働者から申し出があったときに、医師による面接指導を行います。

**労働安全衛生法第66条の8(長時間労働者に対する面接指導)に基づく事業主に課せられた義務です。
労働安全衛生法第66条の10(高ストレス者に対する面接指導)は努力義務とされています。**

事業場への個別訪問による産業保健指導

労働安全衛生の専門家が必要に応じて事業場を訪問し、作業環境管理、作業管理、メンタルヘルス対策等の状況を踏まえ、労働衛生管理の総合的な助言・指導を行います。

各地域産業保健センター

大津地域

担当地域

大津市・高島市・草津市
栗東市・守山市・野洲市

大津市浜大津3-9-2
マルマンビル浜大津3F

TEL 077-510-0615

FAX 077-510-0616

彦根地域

担当地域

彦根市・愛知郡・犬上郡

彦根市八坂町1900-4

彦根市保健・医療複合
施設3F

TEL 0749-27-0133

FAX 0749-26-9797

近江八幡地域

担当地域

近江八幡市・東近江市

甲賀市・湖南市・蒲生郡

近江八幡市八幡町170
旧八幡教育集会所1F

TEL 0748-31-3544

FAX 同上

湖北地域

担当地域

長浜市・米原市

長浜市宮司町1181-2

湖北医師会・湖北医療
サポートセンター内

TEL 0749-65-7866

FAX 同上

滋賀産業保健総合支援センター

<https://www.shigas.johas.go.jp>

